

年度経営計画

平成30年度

名古屋市信用保証協会

1 経営方針

(1) 業務環境

① 当地区の景気動向

最近の当地区の経済動向については、景気は拡大している。

最終需要の動向をみると、輸出は増加している。設備投資は着実に増加を続けている。個人消費は緩やかに回復している。住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。この間、公共投資は高めの水準で推移している。

こうした中、生産は増加している。また、雇用・所得情勢をみると、労働需給が引き締まっているほか、雇用者所得は改善を続けている。

先行きについては、海外経済を巡る不確実性や為替・金融資本市場の動向が企業・家計のマインドや支出行動に及ぼす影響、各種政策の効果等を注視していく必要がある。

(日本銀行名古屋支店「東海3県の金融経済動向(2018年2月)」より)

② 中小企業を取り巻く環境

名古屋市景況調査(平成29年下期調査)(※1)によると、市内中小企業の景況感は総合景況DI(※2)が全体で▲26となり、平成29年上期(▲27)から1ポイント上昇した。

業種別にみると、製造業が上昇し、建設業、卸売業、サービス業は横ばいで推移した。一方、小売業は低下した。平成30年上期の予想については、建設業、卸売業、小売業、サービス業は上昇し、製造業は横ばいの見込みである。なお、全体のDI値は▲20と上昇が見込まれている。

その他の判断では、需給状況、在庫、雇用状況、資金繰り、借入難易度、原材料(仕入)価格、製品(販売)価格DIはいずれも横ばいで推移した。来期予想については、原材料(仕入)価格は低下し、在庫は適正に近づく見込みであるが、借入難易度は上がる見込みとなっている。また、設備投資率は23.5%で、平成29年上期の実績(22.6%)からほぼ横ばいで推移した。

(※1) 名古屋市景況調査(平成29年下期調査)・・・名古屋市市民経済局平成29年12月実施

(※2) DI・・・Diffusion Index 業況判断指数

1 経営方針

(2)業務運営方針

平成30年度からの新たな信用補完制度の趣旨を踏まえ、(1)中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組み、(2)中小企業の経営支援・事業再生の促進に関する取組み、及び(3)地方創生等への貢献を果たすための取組みを推進していくことが重要であり、これらの取組みをより効果的なものとするため、部門間の横の連携を一層強化する仕組みを構築しつつ、各項目について次のとおり取り組んでいく。なお、これらの業務の取組みに当たっては、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、真摯に対応していく。

(1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みについては、日常的に金融機関と対話を行うことにより、連携体制の一層の構築を図りつつ、個々の中小企業者に対する金融機関の支援方針に着眼し、柔軟に保証付融資とプロパー融資を組み合わせるリスク分担に注力していく。

保証部門においては、中小企業者のニーズに的確かつきめ細やかに対応するため、職員の目利き能力等の向上を図りつつ、金融機関と連携した適切なリスク分担を通じて各種保証の利用を推進するとともに、経営支援部門及び期中管理部門と連携して中小企業者の経営改善発達の促進と金融の円滑化を図る。

(2) 中小企業の経営支援・事業再生の促進に関する取組みについては、金融機関や関係機関との連携・協力を推進するとともに、個々の中小企業の状況を勘案しつつ、きめ細やかな対応を実施していく。

保証部門においては、経営支援部門及び期中管理部門と連携して、国や市の政策保証を活用しつつ、借換保証による正常化支援を行う。

経営支援部門においては、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」事業を活用しつつ、金融機関や関係機関と連携し、専門家派遣による経営診断や経営サポート会議の開催等を通じ、中小企業者の課題に応じた適切な経営支援及び事業再生支援を進めていく。

期中管理部門においては、事故報告受領先に対して企業訪問等を通じて実態把握を行い、条件変更を含む返済正常化を支援するなど、企業の経営改善に向けた取組みを行う。

回収部門においては、求償権管理の徹底や適宜適切な回収手法の活用等により回収の最大化を図る。また、状況に応じて関係人の再生支援にも取り組む。

1 経営方針

(3) 地方創生等への貢献を果たすための取組みについては、自治体や金融機関等と連携・協力しつつ推進していく。

保証部門においては、金融機関、名古屋市等と連携し、地域の課題に対応した保証制度の充実を図る。
経営支援部門においては、創業に関するセミナーや説明会の開催等により、起業マインドの醸成を図る。
その他間接部門においては、大学等関係機関における将来の起業家育成事業への協力等に取り組む。

また、協会経営の健全性を一層高めつつ、経営基盤の強化を図るとともに、協会の存在価値を高めるため、その他間接部門において、コンプライアンスの徹底、リスク管理体制の強化、反社会的勢力への対応、広報活動の充実、人材育成、業務の効率化等を図る。

平成30年度は、金融環境が変化していく中で、協会が果たすべき役割を充分理解し、役職員一丸となって経営基盤の強化に努めるとともに、引き続き中小企業者の金融の円滑化を図り、「なごやの中小企業者の強い味方」として地域経済の安定と活性化に寄与し、「地域に根ざした持続可能な協会」を目指して取り組んでいく。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

新たな信用補完制度の趣旨を踏まえ、金融機関と連携・協力した適切なリスク分担を通じて中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みを行うとともに、経営改善及び事業再生につながる保証を推進し、また、地方創生等への貢献にも寄与すべく取り組んでいくことが重要である。

(2) 具体的な課題とその解決のための方策

1) 金融機関との緊密な連携関係の構築

- ① 金融機関への定期的な訪問や意見交換会等の開催を通じ、一層の連携強化を図る。
- ② 金融機関との対話を通じて、金融機関の支援方針の把握等情報の収集・蓄積や中小企業者に対するリスク分担に関する認識の共有化を図るなど適切なリスク分担に注力しつつ、各種保証の利用を推進し、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。

2) 金融機関・自治体等との連携を通じた地方創生等への貢献

- ① 国や市の政策保証を推進しつつ、借換保証による返済条件緩和先への正常化支援や、経営改善に努力している先に対する資金繰り支援に努めるなど、中小企業者の実情に応じて柔軟かつきめ細やかに対応する。
- ② 関係機関等と連携して創業保証の推進を図り、地域における創業を支援する。
- ③ 金融機関、名古屋市と連携して保証制度の開発や見直しを行い、金融機関との連携や地域の課題に対応した保証制度の充実並びに保証利用者の利便性及びお客様満足度の向上を図る。
- ④ 関係機関と連携した各種中小企業関連フェア等へ積極的に参加し、保証制度の周知を図る。

3) 職員の目利き能力等の向上

職員の目利き・事業性評価能力を高めることにより、創業や事業承継等、中小企業者のニーズに的確かつきめ細やかに対応する。

2 重点課題

【経営支援部門】

(1) 現状認識

新たな信用補完制度の趣旨を踏まえ、企業のライフステージに応じた経営支援・再生支援に一層積極的に取り組んでいくことが重要である。

それを踏まえ、返済条件緩和先への早期経営改善や事業再生への取組みを一層推進するとともに、地域の活性化や地方創生への貢献のため、創業支援や事業再生支援にも積極的に取り組んでいく必要がある。

(2) 具体的な課題とその解決のための方策

1) 事業者の課題に応じた適切な経営支援

- ① 国の「保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」事業を活用しつつ、金融機関や返済条件緩和先への訪問を通じて保証利用先の実態を把握し、金融機関と連携・協力して借換保証等による正常化支援を行うとともに、生産性向上等の経営課題や企業のニーズに合わせた専門家の派遣を実施するなど、適切な経営支援を行う。
- ② 初期延滞先や正常化に向けた経営改善意欲のある返済条件緩和先に対し、企業訪問や専門家派遣を行い経営課題を把握するなど、早期経営改善への支援に着手する。
- ③ 事業承継に取り組む保証利用先について、愛知県事業引継ぎ支援センターへ連携するなど、事業承継ネットワークを通じた支援体制の強化に取り組む。

2 重点課題

【経営支援部門】

2) 関係支援機関との連携強化による事業再生支援

- ① 愛知県中小企業再生支援協議会との連携、「あいち企業力強化連携会議」の開催、「愛知中小企業再生ファンド」への出資を通じ、地域全体での経営支援・再生支援に取り組む。
- ② 「経営サポート会議」を適宜開催し、取引金融機関や関係支援機関との連携・協力により、個別企業の経営改善及び事業再生への支援を行う。
- ③ 再生意欲と可能性のある企業に対しては、保証部門及び回収部門と連携し、求償権消滅保証により企業再生を図る。

3) 創業支援の拡充

- ① 創業予定者に対し、創業準備から創業計画の策定、資金調達等のアドバイスまできめ細やかな支援に取り組むとともに、自治体や関係機関と連携しつつ、創業に関する各種セミナーや説明会等を開催し、起業マインドの醸成を図る。
- ② 創業保証利用後間もない事業者に対しては、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて専門家を派遣するなど、経営の安定に向けたフォローアップ支援を行う。

2 重点課題

【期中管理部門】

(1) 現状認識

新たな信用補完制度の趣旨を踏まえ、期中におけるあらゆる局面で経営支援を強化し、中小企業者の経営改善を図るとともに、代位弁済の抑制に努めることが重要である。

(2) 具体的な課題とその解決のための方策

1) 期中支援の強化

① 返済条件緩和先のうち、返済正常化の見込みがある先については、金融機関と連携し、借換えによる正常化を積極的に支援する。

また、当面返済正常化が見込めない先については、引き続き条件変更にて柔軟に対応するとともに、必要に応じて経営支援部門と連携し、当該企業に対して各種経営支援手法を提案し、経営改善及び正常化へつなげる。

② 延滞等による事故報告受領先については、協会自ら企業訪問等により実態を把握するとともに、条件変更対応を含む返済正常化を支援する。

なお、結果的に返済困難と判断される先については、金融機関と連携して速やかに代位弁済手続きを行い、当該企業と関係人の早期の再生を支援する。

2) 代位弁済の抑制

融資実行後早期に返済条件緩和や代位弁済に至った案件について、関係部署合同の事例研究会を開催して経緯・原因等を検証し、代位弁済の抑制につなげる。

2 重点課題

【回収部門】

(1) 現状認識

有担保求償権の減少や第三者保証人の原則非徴求等の影響により回収困難な求償権が累増しており、回収を取り巻く環境はさらに厳しさを増している。

こうした状況の中、早期着手により早期回収を推進するとともに、個々の求償権の状況に応じた効率的かつ適正な管理を徹底することにより、回収の最大化を図ることが重要である。

また、誠実に返済を継続している関係人については、その状況を十分に踏まえた上で再生支援に取り組んでいく。

(2) 具体的な課題とその解決のための方策

1) 求償権管理の徹底と回収の最大化

- ① 新規の求償権案件については、代位弁済後ただちに関係人に対する調査・面談及び担保調査を行い、回収方針を速やかに決定し、早期着手による回収の最大化を図る。
- ② 有担保求償権については、担保物件の任意処分を積極的に促し、任意処分が進展しない場合には、競売申立て等の手段を講じ、早期回収につなげる。
- ③ 無担保求償権については、交渉機会の増加に努め、交渉が進展しない場合には、仮差押等の法的措置を迅速かつ効果的に行い、回収の最大化を図る。

2) 状況に応じた再生支援

誠実に返済を継続している事業継続中の求償権債務者や保証人については、その状況に応じて、求償権消滅保証や一部弁済による連帯保証債務免除の活用等により、事業再生支援及び生活再生支援を行う。

3) 回収の効率化

法的整理手続きが終了するなど回収見込みのない求償権については、管理事務停止及び求償権整理を促進して回収見込みのある求償権へ注力し、回収事務の効率化を図る。

2 重点課題

【その他間接部門】

(1) 現状認識

地域に根ざした信頼される保証協会であり続けるため、法令遵守を徹底し、人材育成及び業務の効率化等により経営基盤を強化するとともに、地方創生に一層の貢献を果たしていく必要がある。

(2) 具体的な課題とその解決のための方策

1) コンプライアンスの徹底

コンプライアンス・プログラムに基づき、内外講師による役職員への研修を引き続き実施するとともに、コンプライアンス・チェックシートにより、その遵守状況の確認・検証・フィードバックを行い、「①地道に②日常的に③継続的に」をキーワードにコンプライアンスに対するさらなる意識の向上を図る。

2) リスク管理体制の強化

内部検査の実施や定期的な事務マニュアルの整備により、事務リスク等のリスクマネジメントの強化に努める。特に、天災地変やシステム障害等の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応するため、危機管理規程等の不断の見直し、継続的な教育・訓練及びその検証を行う。

3) 反社会的勢力への対応

- ① 反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨むとの姿勢をホームページ等を通じ引き続き明確に表明する。
- ② 弁護士、警察及び暴力追放愛知県民会議等との連携、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」及び「新聞・雑誌記事横断検索」の活用、並びに役職員の研修の実施等により、反社会的勢力による不正利用や詐欺的行為の未然防止を図るなど対応を強化する。

2 重点課題

【その他間接部門】

4) 広報活動の充実

積極的かつタイムリーに情報発信を行うとともに、新しい広報手段を適宜検討するなど、広報活動の充実を図り、協会の存在感を高める。

5) 人材育成

- ① 全国信用保証協会連合会等が主催する外部研修へ職員を積極的に参加させることにより、専門的知識の向上を図る。
- ② 外部研修参加者を講師とした内部研修、各部門における事例研究会の実施及び企業や金融機関への訪問を含めたOJTの充実を通じ、職員の業務遂行能力の向上、コミュニケーションスキル及び支援マインドの醸成を図る。
- ③ 業務関連資格の取得や通信教育講座の受講を推奨、支援することにより、職員のさらなるレベルアップを図る。

6) 業務の効率化等

- ① 業務評価制度、業務改善・新商品等提案制度の改善・活用により、職員の意欲・意識の向上を図るとともに、電子化等の導入を通じ、各部門において一層の業務効率化に主体的に取り組み、生産性向上、経費削減を図る。
- ② 職員の業務遂行能力等に応じた人材活用を図るため、人事諸制度の研究、整備を行う。併せて、働き方改革、ワークライフバランスの観点から、時間の有効活用等を促し、職場の活性化を図る。
- ③ 中小企業支援や金融機関との連携に関する連絡会議を定期的を開催し、各部門で講じている金融機関との連携や中小企業者へのさまざまな支援策等について組織横断的に共有を図るなど、内部の連携を一層強化する。
- ④ 各種保証制度等の分析を行い、持続可能な協会経営の維持、改善につなげる。

7) 地方創生等への貢献

大学等関係機関における将来の起業家育成事業への協力等の取組みを実施するとともに、職員一人ひとりが協会を代表する意識の下情報発信を行い、地方創生に一層の貢献を果たす。

3 事業計画

名古屋市信用保証協会

(単位：百万円)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	190,000	93.1%	97.4%
保証債務残高	477,000	94.5%	95.6%
保証債務平均残高	483,000	94.5%	95.3%
代位弁済	9,300	93.0%	96.9%
実際回収	2,100	95.5%	83.6%
求償権残高	3,652	87.7%	90.6%

積算の根拠（考え方）

・保証承諾

低金利下における金融環境等の影響から、保証承諾は減少傾向にあるが、新たな信用補完制度の開始に伴い創設または拡充される保証制度の利用が相応に見込まれることから、1,900億円（平成29年度実績見込に対して97.4%）とした。

・代位弁済

景気が拡大基調にあり、返済条件緩和先に対する経営支援の強化等返済正常化への取組みの効果も見込み、93億円（平成29年度実績見込に対して96.9%）とした。

・実際回収

引き続き求償権管理の徹底や回収の効率化等に積極的に取り組むものの、担保や第三者保証人を徴求していない回収困難な求償権が累増しており、回収環境はさらに厳しさを増すことが予想されることから、21億円（平成29年度実績見込に対して83.6%）とした。

4 収支計画

(単位：百万円)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	5,980	98.9%	98.7%	1.24%
保証料	4,687	96.6%	96.3%	0.97%
運用資産収入	242	93.4%	92.0%	0.05%
責任共有負担金	963	115.1%	114.9%	0.20%
その他	88	86.3%	95.7%	0.02%
経常支出	4,905	100.1%	101.4%	1.02%
業務費	1,874	98.2%	102.8%	0.39%
借入金利息	-	-	-	-
信用保険料	2,764	97.4%	96.8%	0.57%
責任共有負担金納付金	246	174.5%	167.3%	0.05%
雑支出	21	175.0%	175.0%	0.00%
経常収支差額	1,075	93.5%	87.8%	0.22%
経常外収入	12,510	85.1%	91.8%	2.59%
償却求償権回収金	145	72.1%	83.3%	0.03%
責任準備金戻入	3,032	94.8%	95.1%	0.63%
求償権償却準備金戻入	1,338	81.7%	83.3%	0.28%
求償権補てん金戻入	7,994	82.8%	92.4%	1.66%
その他	-	-	-	-
経常外支出	13,247	86.8%	94.5%	2.74%
求償権償却	8,899	84.7%	92.2%	1.84%
責任準備金繰入	2,892	94.2%	95.4%	0.60%
求償権償却準備金繰入	1,452	86.7%	108.5%	0.30%
その他	4	80.0%	133.3%	0.00%
経常外収支差額	△ 737	-	-	△ 0.15%
制度改革促進基金取崩額	-	-	-	-
収支差額変動準備金取崩額	-	-	-	-
当期収支差額	338	57.5%	41.1%	0.07%
収支差額変動準備金繰入額	169	57.5%	41.1%	0.03%
基金準備金繰入額	169	57.5%	41.1%	0.03%
基金準備金取崩額	-	-	-	-
基金取崩額	-	-	-	-

積算の根拠（考え方）

- ・「保証料」については、保証承諾額や保証債務残高の見込額等より算出した。
- ・「運用資産収入」は、有価証券利息配当金と預け金利息を計上した。
- ・「責任共有負担金」については、責任共有対象の代位弁済額等をもとに積算した。
- ・「業務費」については、節減努力を織込みつつ必要額を計上した。
- ・「信用保険料」については、保証承諾額や保証債務残高の見込額等より算出した。
- ・「責任共有負担金納付金」については、責任共有対象の填補率等をもとに積算した。
- ・「責任準備金戻入」及び「求償権償却準備金戻入」については、前年度繰入額を計上した。
- ・「求償権補てん金戻入」については、保険金受領額及び国、市からの損失補償補填金の予定額をもとに計上した。
- ・「求償権償却」については、代位弁済見込みに過去の償却率を乗じて計上した。
- ・「責任準備金繰入」については、保証債務残高の6/1000及び期限経過債務の1/10を計上した。
- ・「求償権償却準備金繰入」については、求償権残高に所定の繰入率を乗じて計上した。
- ・「収支差額変動準備金繰入額」及び「基金準備金繰入額」については、各々当期収支差額の50/100を計上した。

5 財務計画

(単位：百万円)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年度 金融 中機 出え 関等 ん負 金担 ・金	県	—	—	—
	市 町 村	—	—	—
	金 融 機 関 等	—	—	—
	合 計	—	—	—
基 金 取 崩		—	—	—
基 繰	基 金 準 備 金 入	169	57.5%	41.1%
基 取	基 金 準 備 金 崩	—	—	—
期 末 基 本 財 産	基 金	7,641	100.0%	100.0%
	基 金 準 備 金	23,919	101.3%	100.7%
	合 計	31,560	101.0%	100.5%

制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩	—	—	—
制 度 改 革 促 進 基 金 期 末 残 高	—	—	—

収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入	169	57.5%	41.1%
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩	—	—	—
収 支 差 額 変 動 準 備 金 期 末 残 高	7,205	104.5%	102.4%

(単位：百万円)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		—	—	—
基金補助金		—	—	—
地方公共団体からの 財 政 援 助		494	87.3%	92.0%
保証料補給 〔「保証料」計上分〕		—	—	—
保証料補給 〔「事務補助金」計上分〕		—	—	—
損失補償補填金		494	87.3%	92.0%
事務補助金 (保証料補給分を除く)		—	—	—
借入金運用益		—	—	—

積算の根拠(考え方)

- ・「基金準備金」については、当期収支差額の50/100の1億69百万円を繰入れ、「期末基本財産」を315億60百万円とした。
- ・「収支差額変動準備金」については、当期収支差額の50/100の1億69百万円を繰入れ、期末残高を72億5百万円とした。
- ・「損失補償補填金」については、名古屋市と協調して実施している「名古屋市融資制度保証」に係る受領見込額を計上した。

6 経営諸比率

名古屋市信用保証協会

(単位：%)

項目	算式	比率	対前年度 計画比増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.97 %	0.02	0.01
運用資産収入の保証債務 平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.05 %	0.00	0.00
経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高	0.39 %	0.01	0.03
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.25 %	0.01	0.01
(物件費率)	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高	0.14 %	0.00	0.02
信用保険料の保証債務 平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.57 %	0.01	0.01
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	10.38 %	0.68	0.39
固定比率	事業用不動産／基本財産	3.12 %	△ 0.18	△ 0.17
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	24.21 %	△ 0.24	△ 0.13
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	6.97 %	△ 1.00	△ 1.61
		3,652 百万円		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	15.11 倍		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.93 %	△ 0.03	0.04
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	5.84 %	2.04	△ 0.50

(注) 1 算式中の基本財産は、決算処理後の数値によった。

2 支払準備資産保有率は、業務方法書第7の第1項により2%以上と定めている。

3 固定比率は、業務方法書第7の第2項により25%以内と定めている。

4 求償権による基本財産固定率欄の下段は、年度末の求償権残高を示す。

5 基本財産実際倍率は、定款第7条により60倍以内と定めている。